保険に加入する際によく聞く高度障害状態や先進医療について

意外と詳しくご存じない方も多いかと思います。

今回は簡単に高度障害状態と先進医療に関してご説明いたします。

■高度障害状態とは

病気やけがによって著しく身体の機能が損なわれた状態を指します。

たとえば？

・両目の失明

・咀嚼の機能を全く永久に失った場合

・両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

・両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

その他、各約款に定める高度障害状態などです。

■先進医療とは

高度の医療技術を用いた治療や療養のうち、公的医療保険の対象にできるかどうかを評価している最中の医療技術のことです。

またどこの病院でも受けられるわけではなく、医療技術ごとに対象となる病気・けが・症状と実施する医療機関が定められています。

たとえば？

・陽子線治療

・重粒子線治療

・歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法

・ＥBウイルス感染症迅速診断

・多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術など…

加入するうえで、特約などしっかり理解する必要があります。

なかなか難しい言葉も多いですが、約款などをご確認いただいて分からない箇所がある場合は、都度各保険会社または代理店などに問い合わせをしてみてください。